

2020年  
4月15日号

## 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を受けた各国貿易政策の動向

執筆者: 平家 正博、木村 響

※本ニューズレターは、2020年4月13日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

### 1. はじめに

世界貿易機関(World Trade Organization、WTO)は、2020年4月8日、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症(以下「新型コロナウイルス」という。)の世界的な拡大を受け、最も悲観的なシナリオのもとでは、2020年の世界の財貿易量が2019年比で約32%落ち込むとの予測を公表した<sup>1</sup>。当該分析の中では、新型コロナウイルスの拡大を受けて、防疫製品や生活必需品を確保するため、輸出規制を導入する動きが見られ、当該動きが今後も広がる場合、貿易コストが増大し、世界貿易に悪影響を与える可能性が指摘されている<sup>2</sup>。

かかる輸出規制について、国際社会は、新型コロナウイルスに対処するための緊急措置として是認する一方、世界貿易への悪影響について懸念を示している。例えば、2020年3月30日に開催されたG20貿易・投資大臣会合では、各国における貿易制限措置を受けて、「我々は、新型コロナウイルスに対処するための緊急措置は、必要と認められる場合には、的を絞る、目的に照らし相応かつ透明性があり、一時的なものでなければならず、貿易に対する不必要な障壁又はグローバル・サプライチェーンへの混乱を生じさせず、また、世界貿易機関(WTO)のルールと整合的であるべきであることに合意する。」旨の内容の共同声明が採択

<sup>1</sup> WTO, “Trade set to plunge as COVID-19 pandemic upends global economy” <[https://www.wto.org/english/news\\_e/pres20\\_e/pr855\\_e.htm](https://www.wto.org/english/news_e/pres20_e/pr855_e.htm)>.

<sup>2</sup> WTO, “Methodology for the WTO Forecast of April 8, 2020” <[https://www.wto.org/english/news\\_e/pres20\\_e/methodpr855\\_e.pdf](https://www.wto.org/english/news_e/pres20_e/methodpr855_e.pdf)>.

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

されている<sup>3</sup>。

以下では、このような懸念を念頭に、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた各国貿易政策の動向について紹介する。

## 2. 各国における輸出制限措置

上記のとおり、各国では、新型コロナウイルスに対処するため、感染症対策に必要な防疫製品・医療機器や、食料品の輸出を制限する動きがみられる。これら製品については、本年1月1日から3月21日までに、54の国において46の輸出規制が導入され、うち33は3月に入ってから導入されている<sup>4</sup>。以下のとおり、欧州連合(EU)や米国が一部の防疫製品・医療機器の輸出制限を開始し、中国も輸出要件を厳格化するなど、防疫製品・医療機器の世界への供給において重要な役割を占める国々にも、このような動きが広がりつつある。

- ◇ EUは、3月15日からの6週間に渡って、マスク、防護メガネ、フェイスガード等の個人用防護具(PPE)をEU域外に輸出する際に、EU加盟国の当局から事前承認を得ることを義務付ける規則を制定した<sup>5</sup>。
- ◇ 米国のトランプ大統領は、4月3日、新型コロナウイルスに対応するため、マスク等のPPEや人工呼吸器の輸出の制限を検討するよう、国土安全保障長官に指示する覚書に署名した<sup>6</sup>。その後、4月7日、米国は、120日間に限り、マスクや人工呼吸器の輸出を原則として認めない旨の暫定的規則を制定した<sup>7</sup>。
- ◇ 中国の生産者は、従来、中国国内向けに製造販売するためのライセンスの有無によらず、輸出相手国において関係法令を遵守する限り、マスクや人工呼吸器を自由に輸出できた。しかし、中国は、4月1日より、中国国内向けに製造販売するライセンスを保有する者以外が、これらを輸出することを禁止したと報道されている<sup>8</sup>。

このような輸出規制は、新型コロナウイルスの対策に必要な防疫製品・医療機器に限定されず、食料品にまで拡大する傾向を示しており、このような輸出規制が、他の製品にまで拡大しないか注視する必要がある。このような輸出規制の動向について、例えば、世界貿易機関や世界税関機構(World Customs Organization、WCO)のウェブサイトでは、各国の通報に基づいて、

<sup>3</sup> 2020年3月31日付け経済産業省プレスリリース<<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200331003/20200331003.html>>。同様の問題意識は、世界貿易機関(WTO)・世界保健機関(WHO)・国連食糧農業機関(FAO)の共同声明(2020年3月31日<<http://www.fao.org/news/story/en/item/1268719/icode/>>)においても示されており、そこでは輸出規制が食糧の需給バランスを歪め、食糧不足を招くおそれがあることが述べられている。

<sup>4</sup> Global Trade Alert Team, University of St. Gallen, Switzerland, “Tackling COVID-19 Together: The Trade Policy Dimension” 2頁及び5頁, (Mar. 23, 2020)<<https://www.globaltradealert.org/reports/download/51>>.

<sup>5</sup> Commission Implementation Regulation(EU) 2020/402 of 14 March 2020, making the exportation of certain products subject to the production of an export authorisation<<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/GA/TXT/?uri=CELEX:32020R0402>>.

<sup>6</sup> The White House, “Memorandum on Allocating Certain Scarce or Threatened Health and Medical Resources to Domestic Use” <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/memorandum-allocating-certain-scarce-threatened-health-medical-resources-domestic-use/>>

<sup>7</sup> Department of Homeland Security, “Prioritization and Allocation of Certain Scarce or Threatened Health and Medical Resources for Domestic Use” <<https://s3.amazonaws.com/public-inspection.federalregister.gov/2020-07659.pdf>>.

<sup>8</sup> Sandler, Travis & Rosenberg Trade Report, “China Tightens Export Requirements for Medical Products” <<https://www.strtrade.com/news-publications-china-medical-export-COVID-masks-ventilator-protective-040620.html>>.

日々情報のアップデートがなされている<sup>9</sup>。

### 3. 各国における輸出入促進措置

上記のとおり、各国では輸出規制を設ける動きがある一方で、防疫製品・医療機器の国外からの調達を促進するために、製品の輸入に際し賦課される関税を免除したり、貿易の円滑化を確保するために輸出入手続を緩和する動きも見られる。例えば、米国、EU 及び日本では以下の措置が採用・検討されている。

- ◇ 米通商代表部(USTR)は、中国の技術移転政策等に対する通商法 301 条に基づく対中追加関税について、2020 年 3 月に入ってから、人工呼吸器、酸素マスク、吸入器等の重要な医療用機器に対し追加関税の適用除外を認めるとともに、新型コロナウイルスに対応するため、追加関税の適用除外に関するパブリックコメントを募集することを発表した<sup>10</sup>。当該パブリックコメントの提出は、短くとも 6 月 25 日まで可能とされており、当該パブリックコメントを踏まえて、追加関税の適用を免れる製品が増大する可能性がある。
- ◇ EU は、4 月 3 日、新型コロナウイルスに対応するため、医療機器や保護装備品を第三国から輸入する際の関税及び付加価値税(VAT)を、一定の条件を満たすことを条件に、一時的に免除すると発表した<sup>11</sup>。
- ◇ 日本では、新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることを受けて、以下のような特例措置が取られている<sup>12</sup>。
  - ・ 輸入承認証や、輸出許可証・輸出承認証の有効期限の延長申請を行う際に、「延長を必要とすることを立証する書類」の提出が必要であるところ、2020 年 6 月 30 日までは、「延長が必要となった具体的な事情・経緯及び『延長を必要とすることを立証する書類』の入手が困難であること」の理由を輸入者自らが記載した理由書を提出すれば足りるとする特例措置<sup>13</sup>
  - ・ 輸出許可証に付された許可条件の履行について、2020 年 6 月 30 日までに履行期限が到来するものについては、一律、2020 年 6 月 30 日まで履行期限を延長

このような輸出入促進措置の最新のリストも、上記で紹介した世界貿易機関や、世界税関機構のウェブサイトにて確認すること

<sup>9</sup> WTO “COVID-19 and World Trade”<[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/covid19\\_e/covid19\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/covid19_e.htm)>及び WCO “List of national legislation of countries that adopted temporary export restrictions on certain categories of critical medical supplies in response to COVID-19”<<http://www.wcoomd.org/en/topics/facilitation/activities-and-programmes/natural-disaster/list-of-countries-coronavirus.aspx>>.

<sup>10</sup> USTR “Request for Comments on Additional Modifications to the 301 Action To Address COVID-19: China’s Acts Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation”<[https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Additional\\_Modifications\\_to\\_Address\\_COVID-19.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Additional_Modifications_to_Address_COVID-19.pdf)>.

<sup>11</sup> COMMISSION DECISION of 3.4.2020 on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2020 <[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/sites/taxation/files/03-04-2020-import-duties-vat-exemptions-on-importation-covid-19.pdf](https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/03-04-2020-import-duties-vat-exemptions-on-importation-covid-19.pdf)>

<sup>12</sup> 経済産業省「新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入手続の緩和等について」(2020 年 3 月 5 日発表 <<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200305002/20200305002.html>>).

<sup>13</sup> また、テレワークの広まりを受けて、輸入承認証等の内容変更又は有効期間延長に係る申請において、当該申請書への押印(代表者印等)が難しい場合には、内容変更申請又は有効期間の延長で必要な添付書類に加え、「理由書(様式自由)」を提出すれば、押印不要とすることとされた <[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/export/2020/20200413\\_corona\\_ouin.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/export/2020/20200413_corona_ouin.pdf)>.

が可能である<sup>14</sup>。

#### 4. 日本企業への示唆

上記のとおり、各国において、新型コロナウイルスに対処するため、必要となる防疫製品・医療機器等の輸入を促進したり、貿易円滑化のために輸入手続を緩和する動きがある一方で、防疫製品・医療機器・食料品の輸出を制限する動きが見られる。このような措置の多くは、緊急措置として暫定的にとられている措置ではあるが、現時点において、新型コロナウイルスの流行終息が見通せず、当該措置が長期化・継続化する可能性も否定できない。近年、米中貿易紛争の激化を受けて、グローバルサプライチェーンの見直しを行う必要性が高まっているが<sup>15</sup>、今後は、新型コロナウイルスに対処する各国の規制動向も注視していく必要がある。すなわち、短期的には、日々更新される輸出規制や輸出入促進措置の有無及び内容の把握に努めるとともに、長期的には、自社サプライチェーンが関係する国・地域における貿易政策の動向や米中貿易紛争といったより大きな貿易環境の変化を把握し、危機に際しても断絶しないサプライチェーンの構築を図ることが望ましい。

<sup>14</sup> WTO “COVID-19 and World Trade”<[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/covid19\\_e/covid19\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/covid19_e.htm)>及び WCO “List of national legislation of countries that adopted temporary export restrictions on certain categories of critical medical supplies in response to COVID-19”<<http://www.wcoomd.org/en/topics/facilitation/activities-and-programmes/natural-disaster/list-of-countries-coronavirus.aspx>>.

<sup>15</sup> 米中貿易紛争の詳細について、例えば、川合弘造・平家正博「中国の知財権保護・技術移転と米国通商法——米国の立場から」(ジュリスト 2019年10月号、43-48頁)を参照。



へい け まさひろ  
**平家 正博**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[m\\_heike@jurists.co.jp](mailto:m_heike@jurists.co.jp)

2008年弁護士登録。2015年ニューヨーク大学ロースクール卒業(LL.M.)。2015-2016年ブラッセルのクリアリー・ゴットリーブ・スティーン アンド ハミルトン法律事務所に出向。2016-2018年 経済産業省 通商機構部国際経済紛争対策室(参事官補佐)に出向。現在は、日本等の企業・政府を相手に、貿易救済措置の申請・応訴、WTO紛争解決手続の対応、米中貿易摩擦への対応等、多くの通商業務を手掛ける。



き むら ひびき  
**木村 響**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[hi\\_kimura@jurists.co.jp](mailto:hi_kimura@jurists.co.jp)

2017年弁護士登録。2014年東京大学法学部卒業、2016年東京大学法科大学院卒業。WTO紛争解決手続等の国際通商法に関する政府法務、日本企業を代理した貿易救済措置の申請、そして世界各国での企業結合審査対応やデジタルプラットフォームをめぐる独禁法上の問題対応等の競争法実務に従事する。近時の共著作として、独立行政法人経済産業研究所Web解説TPP協定「5税関当局および貿易円滑化」、第一東京弁護士会編「これだけは知っておきたい！ 弁護士による宇宙ビジネスガイド」(同文館出版、2018年)がある。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020